

## 荻原出張所不用品売払い実施要領

### 1 売払い物品

「別紙 売払い物品一覧」参照

### 2 売払いの方法

随意契約の方法により売払います。

### 3 物品の公開及び見積書の提出

(1) HPおよび役場戦略企画課・各出張所での物品一覧の公開（台帳の閲覧のみ）

期間 令和7年10月6日（月）から10月31日（金）までの午前9時から正午まで

(2) 会場での物品公開及び見積書提出

期間 令和7年10月31日（金）午前9時から正午まで

場所 会場 荻原出張所（大台町江馬316番地）

ア 物品の説明会は行いません。

イ 現物を会場にて確認し、現状有姿での引き渡しとなります（稼働確認未実施）。

ウ 物品を直接確認し、本実施要領に承諾した人のみ、見積合わせに参加することができます。

エ 見積書兼誓約書は、当日会場にてお渡しします。HPからダウンロードすることもできます。

オ 見積書兼誓約書の提出は、前記（2）の期間中、会場で受け付けます。それ以外の時間及び郵便・FAX・電子メール等による見積書の提出はできません。見積書は物品1個につき1枚提出してください。

カ 見積金額は、予定価格以上を見積もってください。予定価格はそれぞれ「別紙 売払い物品一覧」を参照してください。見積金額は1円単位です。予定価格を下回る見積りは無効となります。

(3) 見積合わせ参加申請に必要な書類等（10月31日会場に必要なもの）

ア 様式1 見積書兼誓約書（見積書）（物品ごとに提出）

(4) 見積り合わせ参加資格（次に掲げる要件のすべてを満たしていること。）

ア 契約を結ぶ能力を有しない者（未成年者等）及び破産者で復権を得ていない者でないこと

イ 大台町建設工事等資格（氏名）停止措置要領（平成19年告示第232号）に基づく指名停止措置を受けていないこと

ウ 大台町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成21年告示第136号の1）第2条第1項第8号から第10号までの規定に該当する者でないこと

エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体又は当該団体の役職員若しくは構成員でないこと

オ 売払物品を公序良俗に反する目的に使用しようとする者でないこと

カ 前各号のいずれかに該当する事実があった者の代理人又は委託等を受けた者でないこと

キ 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めた者でないこと

#### (5) 見積りの無効

見積り合わせ参加資格のない方の見積り及び見積り条件に反した見積りは、無効となります。

### 4 買受人の決定と契約

#### (1) 買受人の決定

買受人の決定は、後日有効な見積書のうち予定価格以上の価格を見積もった者の中から、最も高い価格を見積もった者を買受人として決定します。買受人となるべき同価格の見積をした者が2者以上あるときは、当該見積者による1回目のくじの結果により最も大きい見積者を買受人として決定します。1回目のくじ結果も同数であった場合は、2回目のくじの結果により最も大きい見積り者を買受人として決定します。応札時に物品1個につき2回くじを引きます。

#### (2) 結果の通知

資料の準備が整い次第、買受人決定者にのみ令和7年11月14日(金)までに買受人決定通知書を郵送します。決定者以外には通知いたしません。

#### (3) 契約の締結

買受希望者による見積書の提出を契約の申込み、町による買受人決定通知をもって契約の承諾(成立)とし、契約書は省略します。

#### (4) 契約保証金

大台町会計規則第196条第1項第5号の規定により免除します。

#### (5) 代金の支払い

買受人となった方は、買受人決定通知と併せて送付する納付書により、物品の引取りまでに納付を完了してください。

### 5 物品の引取り

#### (1) 物品の搬出

令和7年11月27日(木)午前9時から正午までの間に搬出してください。

※引取りの際は領収日付印を押印済の納入通知書兼領収証書をご提示ください。

#### (2) 物品の引取りにかかる注意事項

物品は現状有姿での引き渡しとし、搬出の作業中に破損した場合、引渡し後の不調や故障、隠れた瑕疵等についての返金及び補償、物品の返品等は一切受け付けません。引き渡しは会場にて行い、運搬等の一切の費用及び手続きは買受人の負担となります。

(3) その他

- ア 古物営業法第2条第2項第1号又は第2号に該当する者が、転売目的で購入する場合、古物営業法上必要な資格を有するとともに関係法令を遵守すること。また、売却の際は大台町が所有していた履歴が明らかとなる表示類等を抹消すること。
- イ 不用品は適切に使用・処分するものとし、不法投棄等違法行為は行わないこと。
- ウ 売払い対象物品の公開後、公共の用に供する等の事情が生じた場合は、売払い対象から除外することがあります。

6 問い合わせ先

〒519-2505

三重県多気郡大台町江馬 316 番地

荻原出張所

電話 0598-76-1711

